

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成 17(2005)年度から 10 年間にわたり、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づき、和歌山県次世代育成支援行動計画（前期・後期）を策定し、各種施策を推進しました。さらに平成 27（2015）年度からは、子ども・子育て支援法による新たな制度の創設にあわせ、計画期間を平成 31（2019）年度までの 5 年間とした「紀州っ子健やかプラン」（以下「前計画」という。）を策定し、次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法に基づく計画を一体として、一人一人の子供の人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む子育て環境づくりを推進することを基本理念として取り組んできました。

また、市町村においても、同じく平成 27（2015）年度から 5 年間の子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援制度の実施主体として、それぞれの家庭や子供の状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、子育て支援を総合的に推進できる体制を整備するなど、県と市町村が連携して子育て支援を充実させてきたところです。

このたび、前計画が計画期間である 5 年間を経過するのに伴い、国の実施指針で示された優先課題や具体的施策を加味しつつ、平成 29（2017）年に策定した「和歌山県長期総合計画」にも掲げている「未来を拓く子どもを育てる環境づくり」を進めるため、出生数の減少、女性の就業率の上昇などの状況の変化や、関連する様々な施策の動向を踏まえた子育てに関する新しい計画を策定することとしました。

2 計画の性格及び位置付け

この計画は、次の（1）から（3）の計画として位置付けます。

- （1）子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」
- （2）次世代育成支援対策推進法第 9 条の規定に基づく「行動計画」
- （3）母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」

また、平成 26 年 6 月 17 日付け雇児発第 6 1 7 0 0 1 号の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知にある「母子保健計画策定指針」第 2 の 6 に基づき、県の「母子保健計画」としても位置付けます。

なお、この計画は和歌山県長期総合計画の実施計画として、和歌山県地域福祉推進計画、和歌山県保健医療計画、和歌山県健康増進計画、和歌山県障害福祉計画、和歌山県子ども・若者計画、和歌山県男女共同参画基本計画、和歌山県教育振興基本計画その他の関係計画等との調和・連携を図り、実施していくものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。

第1部 計画策定の背景と基本的方向

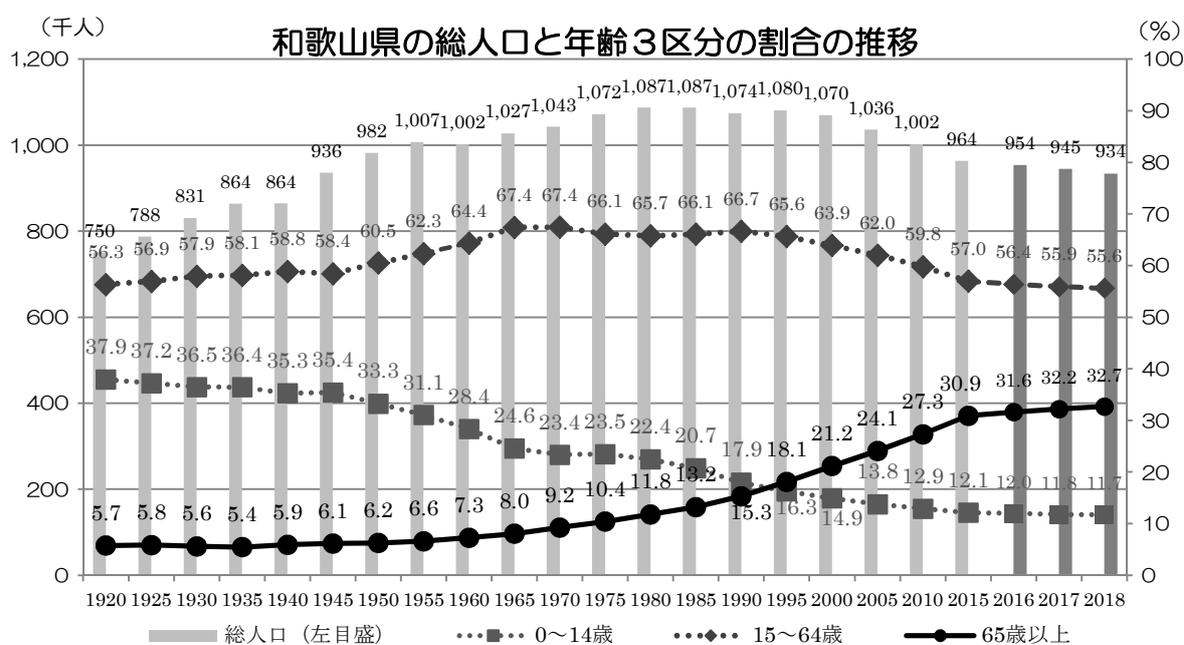
第1章 計画策定の背景

1 本県における子供や子育て環境の現状

(1) 総人口の推移

和歌山県の総人口は、昭和60（1985）年の1,087,206人をピークとして、平成12（2000）年からは減少局面に入り、急速に人口減少が進んだ結果、平成30（2018）年には934,051人となっています。

「年少人口（0～14歳）」、「生産年齢人口（15～64歳）」、「高齢人口（65歳以上）」の構成比を全国と比較してみると、「年少人口」「生産年齢人口」の減少と「高齢人口」の増加が顕著にみられます。



資料：総務省『国勢調査』, 2016年以降は10月1日現在の人口推計

■年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

区分	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
0～14歳	192,839	175,660	159,496	142,670	128,005	116,412
15～64歳	716,161	709,092	683,805	642,428	594,573	546,279
65歳以上	164,552	195,575	226,323	249,473	270,846	296,239
総人口	1,074,325	1,080,435	1,069,912	1,035,969	1,002,198	963,579

資料：総務省『国勢調査』

■年齢3区分別人口割合の全国との比較

(単位：%)

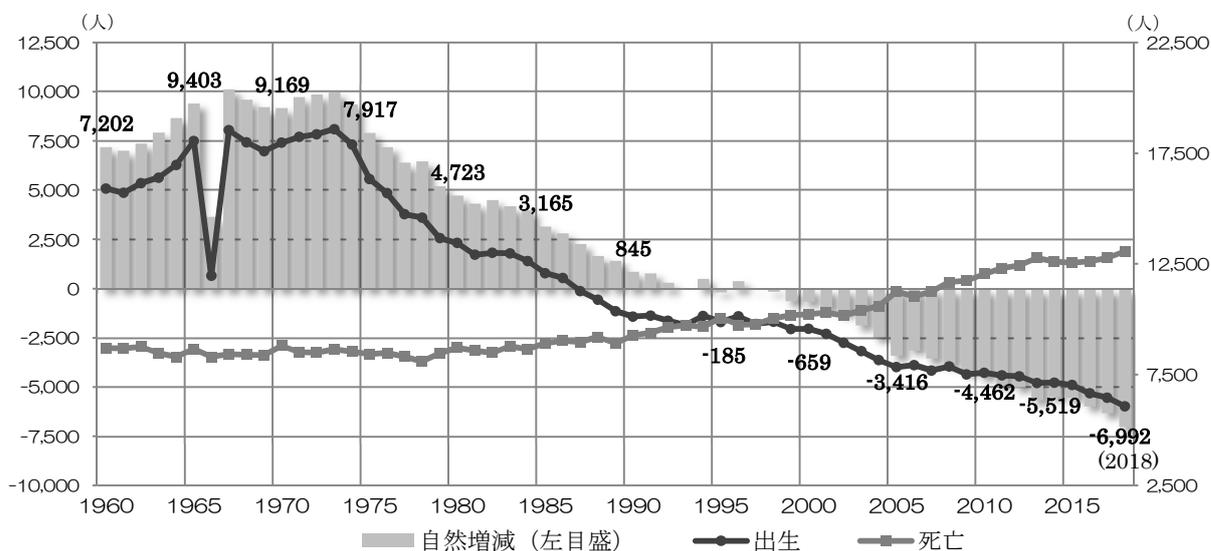
区分		平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
年少人口比率 (0～14歳)	和歌山県	16.3	14.9	13.8	12.9	12.1
	全国	15.9	14.6	13.8	13.2	12.6
生産年齢人口比率 (15～64歳)	和歌山県	65.6	63.9	62.1	59.8	57.0
	全国	69.4	67.9	66.0	63.8	60.7
高齢人口 (65歳以上)	和歌山県	18.1	21.2	24.1	27.3	30.9
	全国	14.5	17.3	20.2	23.0	26.6

資料：総務省『国勢調査』

(2) 人口動態

ア 自然動態

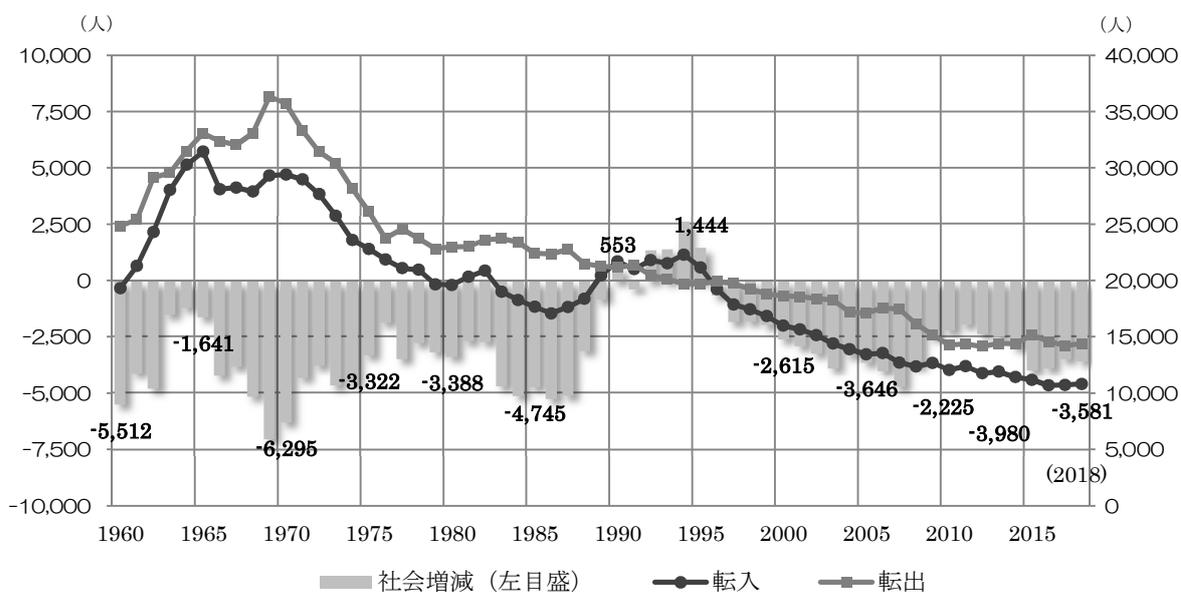
平成10(1998)年以降、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、平成14(2002)年に初めて自然減が1,000人を超え、その後も減少傾向が加速して進み、平成30(2018)年には6,992人の減少となっています。



資料：厚生労働省『人口動態統計』

イ 社会動態

第二次世界大戦後、全国的に地方から大都市圏への人口集中が進む中、本県においても若年層を流心に県外への人口流出が進みました。その後、一時的に転入超過となったものの、平成8(1996)年から再び転出超過が続いています。



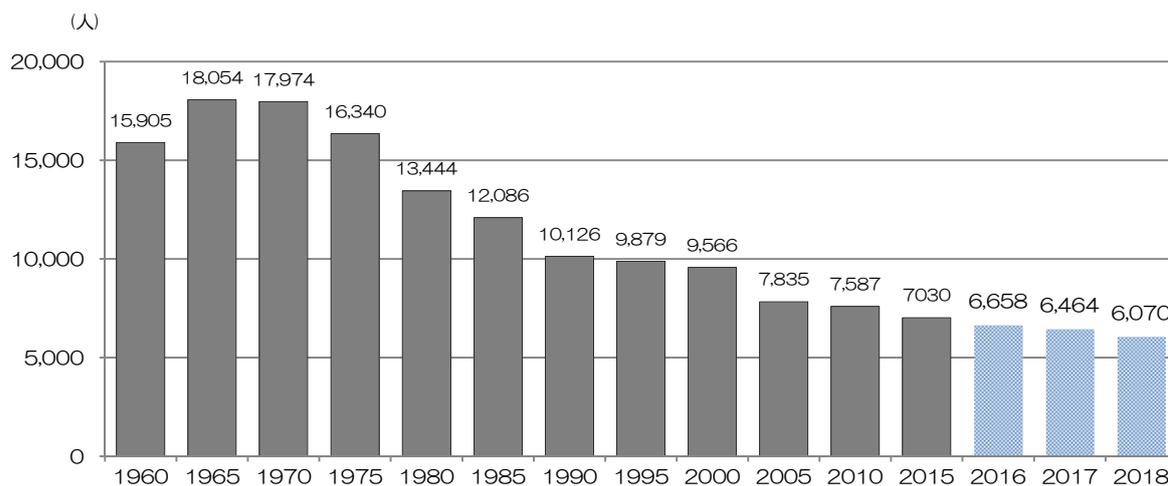
資料：総務省『住民基本台帳人口移動報告』(日本人移動者)

(3) 出生の状況

ア 出生数

平成 30 (2018) 年の出生数は 6,070 人となり、昭和 40 (1965) 年の 18,054 人と比較すると 1/3 にまで激減しています。昭和 50 (1975) 年生まれ (※) が 40 歳になった平成 27 (2015) 年以降は、3 年間で約 1,000 人減少するなど出生数の減少が加速しており、親世代の人口が少なくなるため、今後も出生数が減ることが見込まれます。

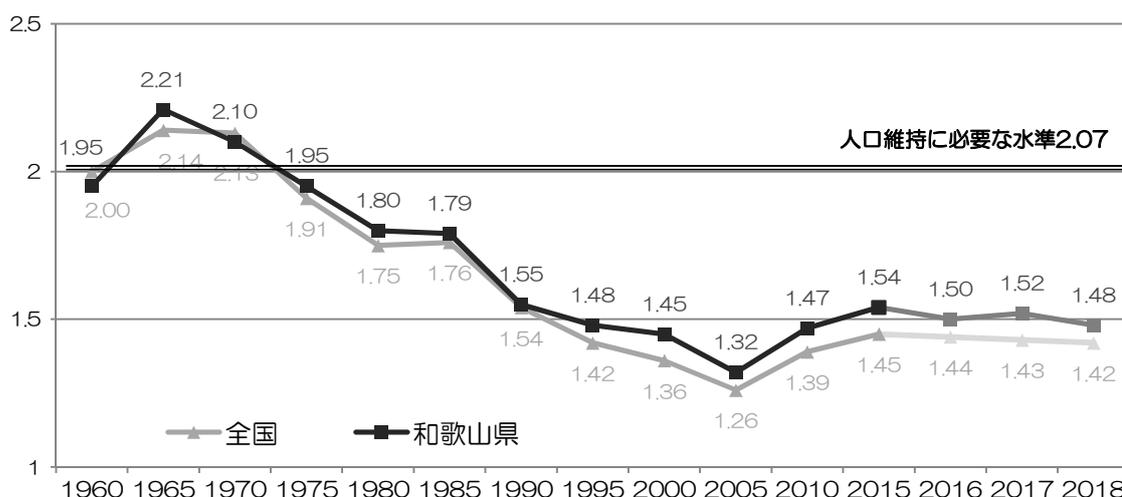
※昭和 46 (1971) 年から昭和 49 (1974) 年までに生まれたいわゆる「第二次ベビーブーム世代」の直後の年。



資料：厚生労働省『人口動態統計』

イ 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に生む子供の数の推計値である合計特殊出生率は、平成 17 (2005) 年以降回復傾向にありますが、人口を維持するのに必要とされる 2.07 を大きく下回っています。

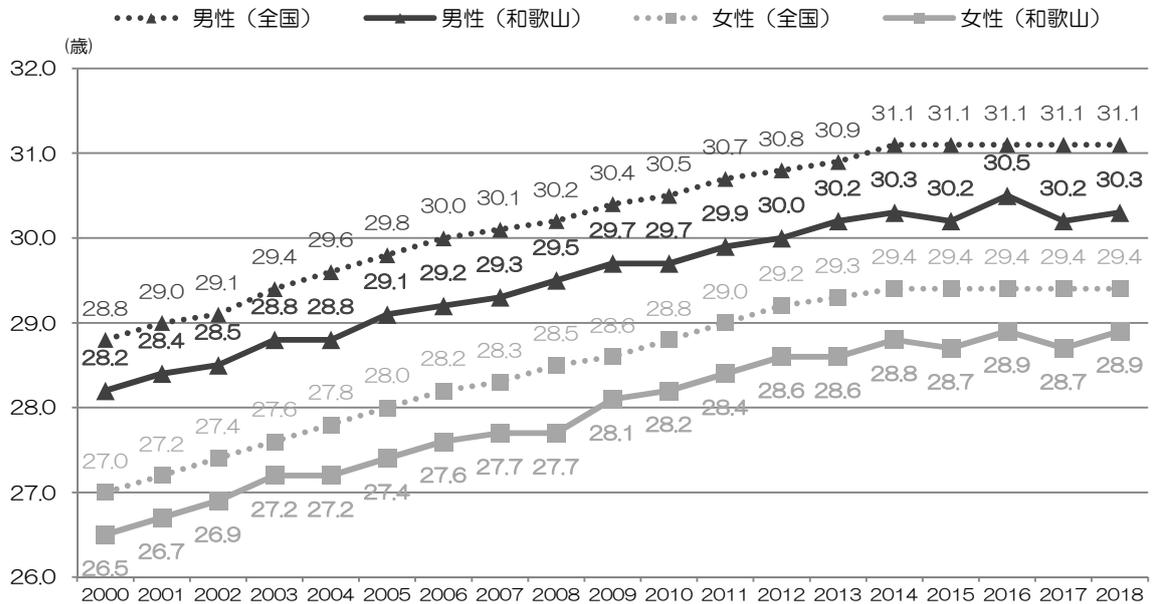


資料：厚生労働省『人口動態統計』

(4) 婚姻の状況

ア 平均初婚年齢

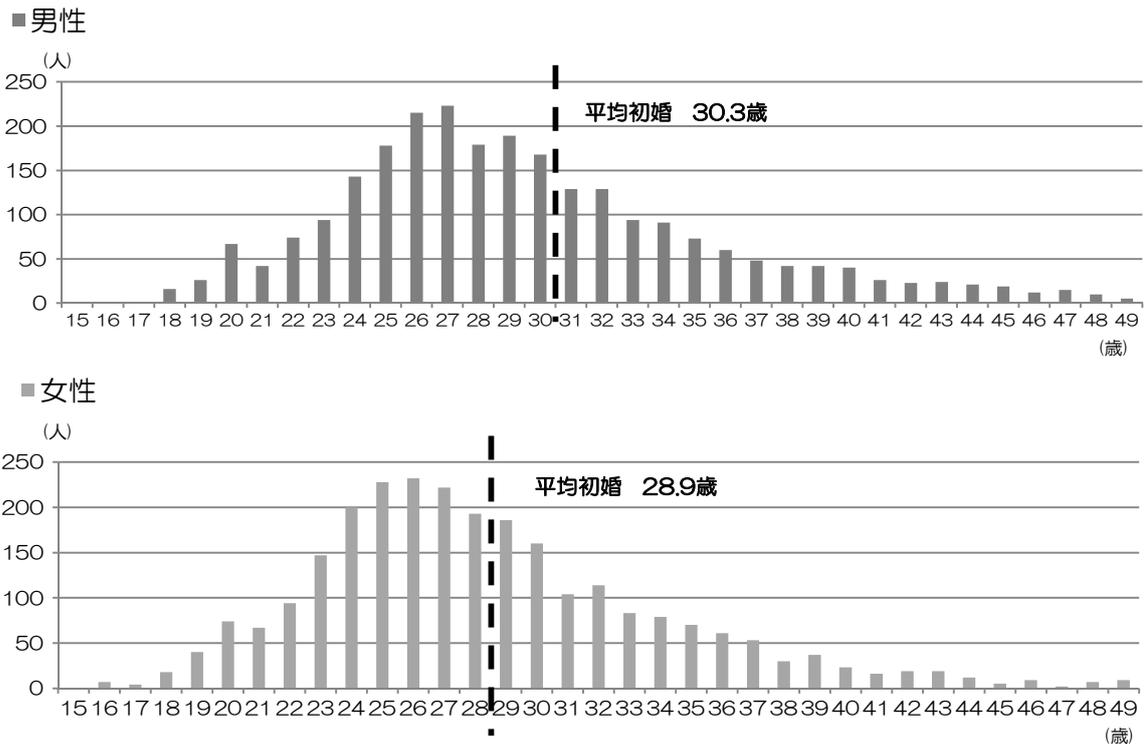
男女とも全国平均は下回っていますが、平成 12 (2000) 年からの 18 年間で男性で 2.1 歳、女性で 2.4 歳上昇しています。



資料：厚生労働省『人口動態統計』

イ 初婚者の年齢別人数

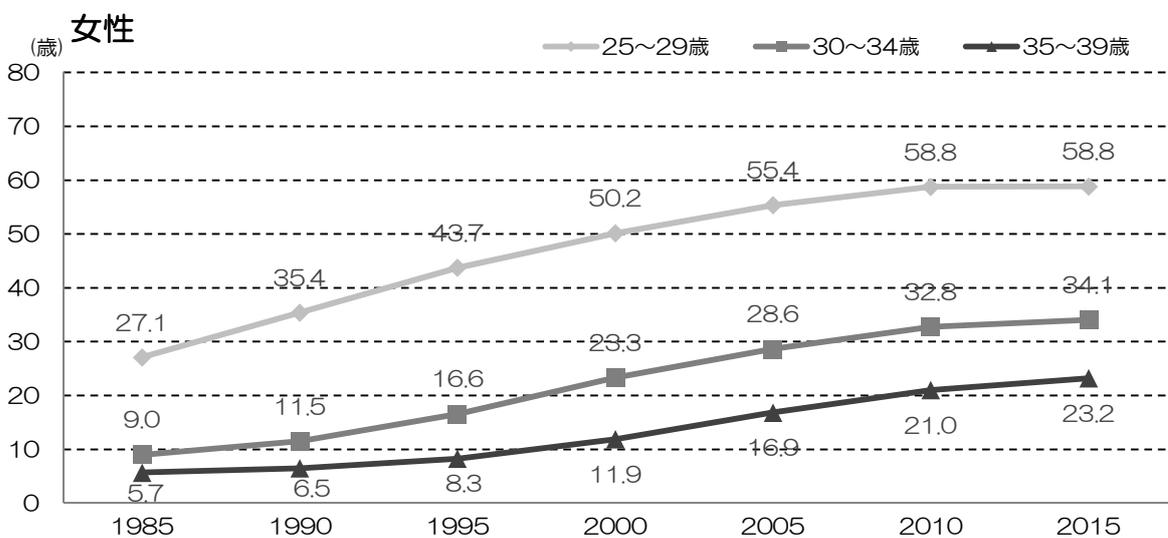
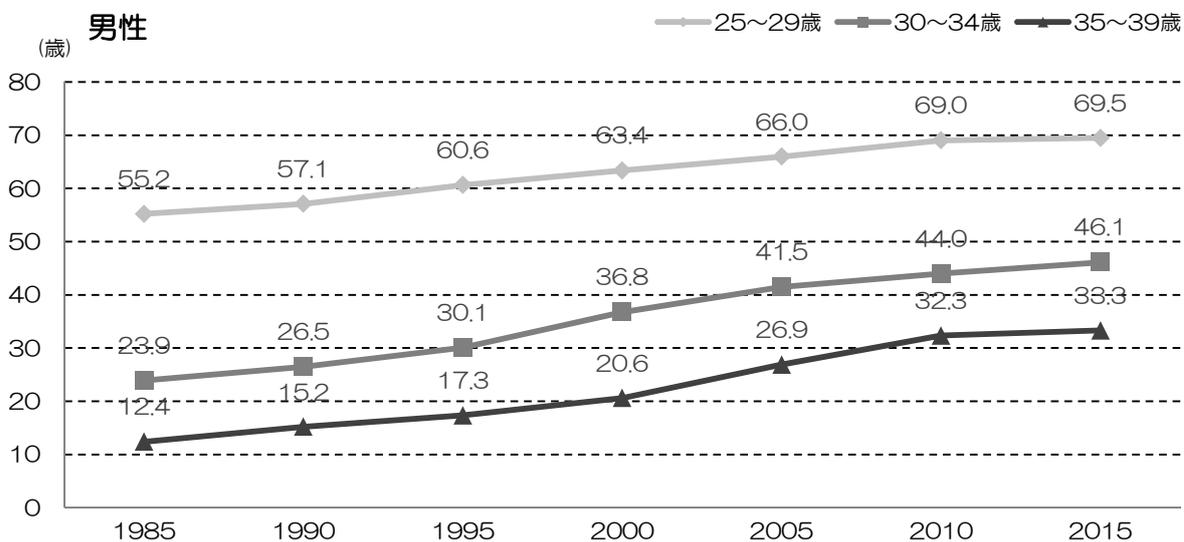
平成 30 (2018) 年の初婚者の年齢別人数をみると、男女とも 20 代半ば～後半に結婚する人が多く、30 歳を超えてから結婚する人数は少なくなっています。



資料：厚生労働省『2018年人口動態統計』

ウ 年齢別未婚率の推移

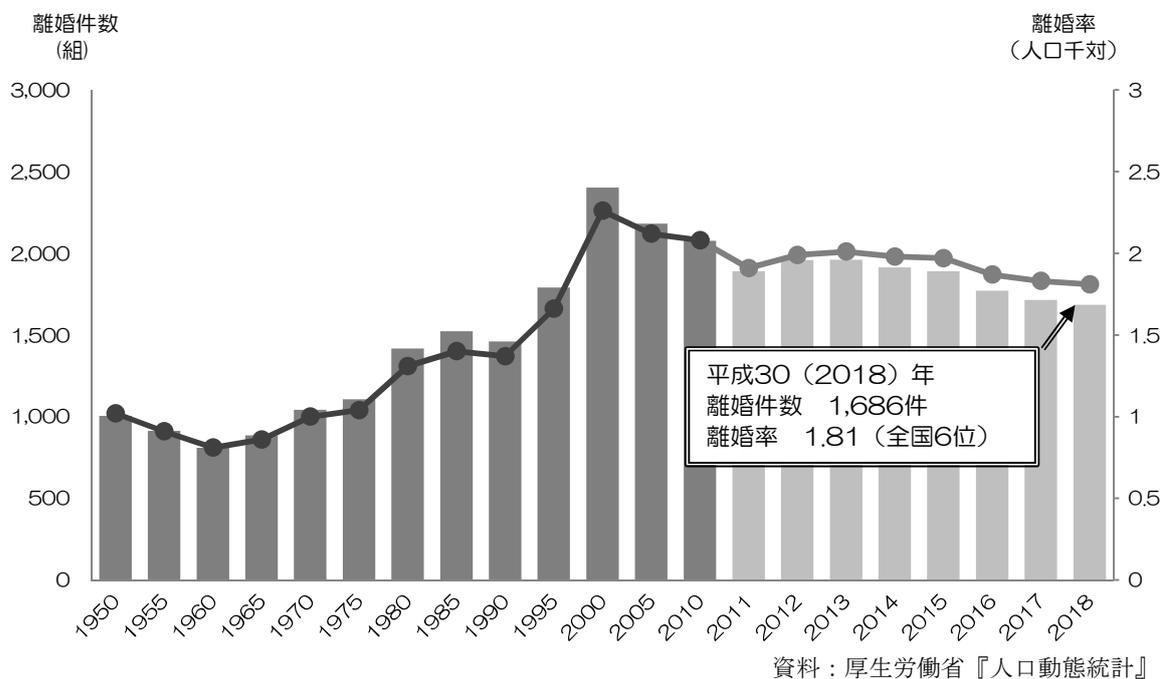
男女とも、未婚率（一度も結婚していない人の割合）が上昇しており、35歳～39歳の未婚率は、30年前と比較して男性で20.9ポイント、女性で17.5ポイント増えています。



資料：総務省『国勢調査』

エ 離婚件数と離婚率の推移

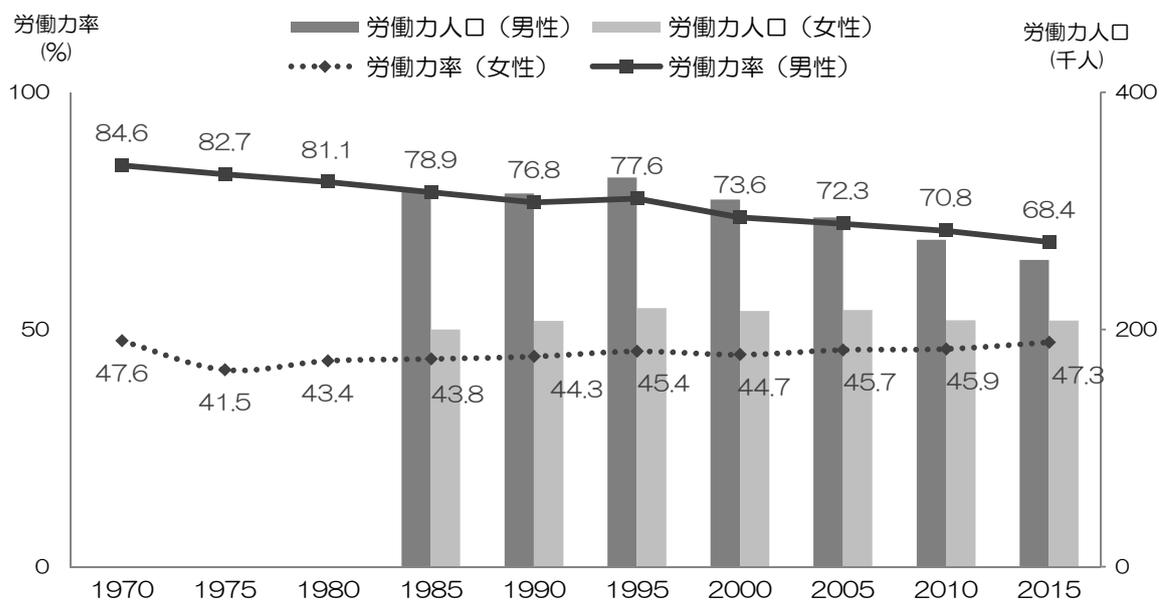
本件の離婚件数は、昭和 37 (1962) 年以降緩やかな増加傾向にあり、特に平成元 (1989) 年以降は件数、率ともに急激に増加しましたが、平成 14 (2002) 年をピークに減少傾向になっています。



(5) 労働関係の状況

ア 男女別労働人口の推移

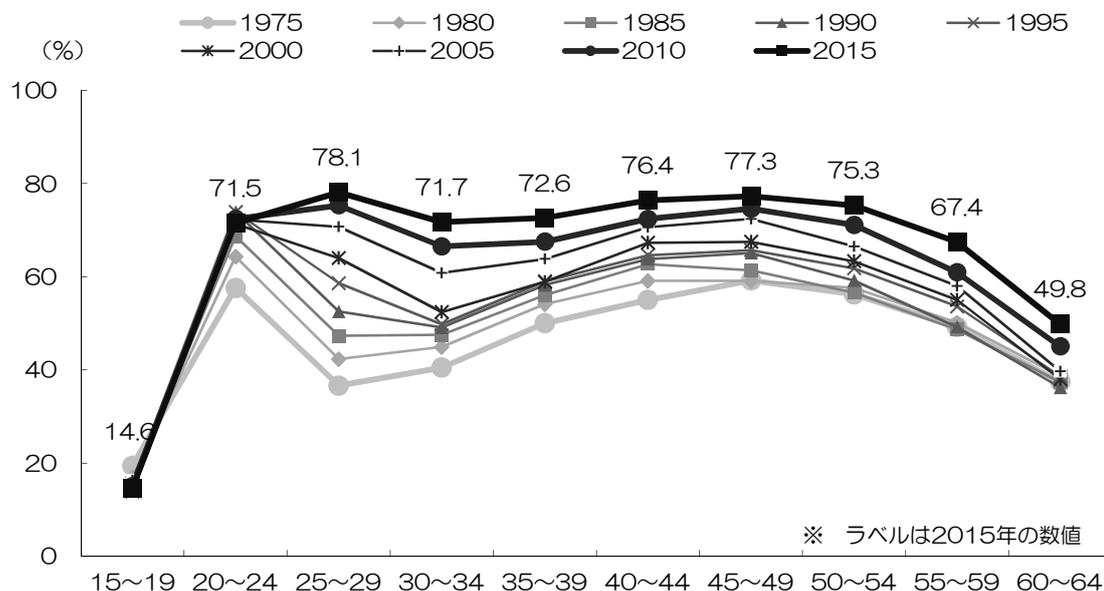
労働力人口（就業者と完全失業者）は、高齢化の影響もあり男女とも減少傾向にあります。労働力率（15歳以上の人口のうち労働力人口の割合）は、男性が低下する一方で女性は上昇しています。



資料：総務省『国勢調査』

イ 女性の年齢階級別労働力の推移

昭和 50（1975）年から平成 27（2015）年までの推移をみると、M 字カーブの谷の部分は「25～29 歳」の層から「30～34 歳」に移行し、その後大幅に緩やかになってきています。



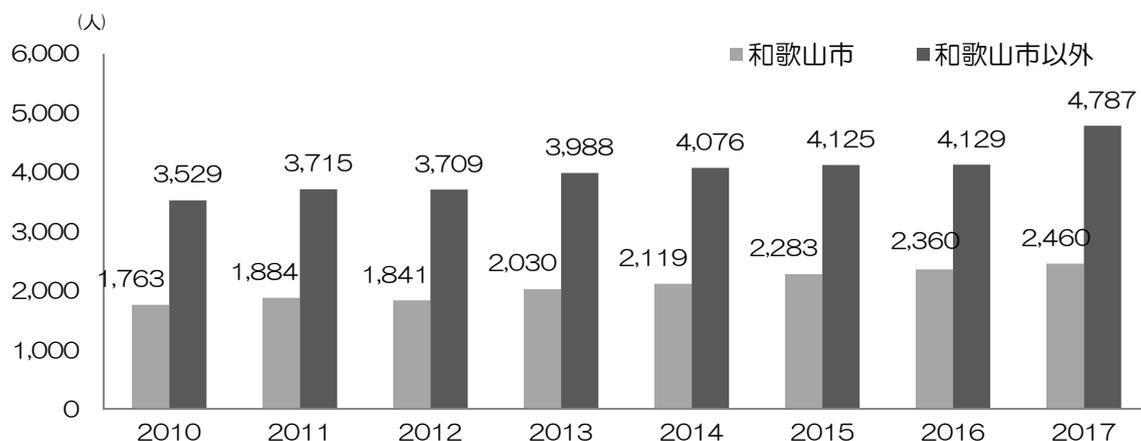
※ ラベルは2015年の数値

資料：総務省『国勢調査』

(7) 保育サービス等の利用状況

ア 保育所における3歳未満の低年齢児の受入状況の推移

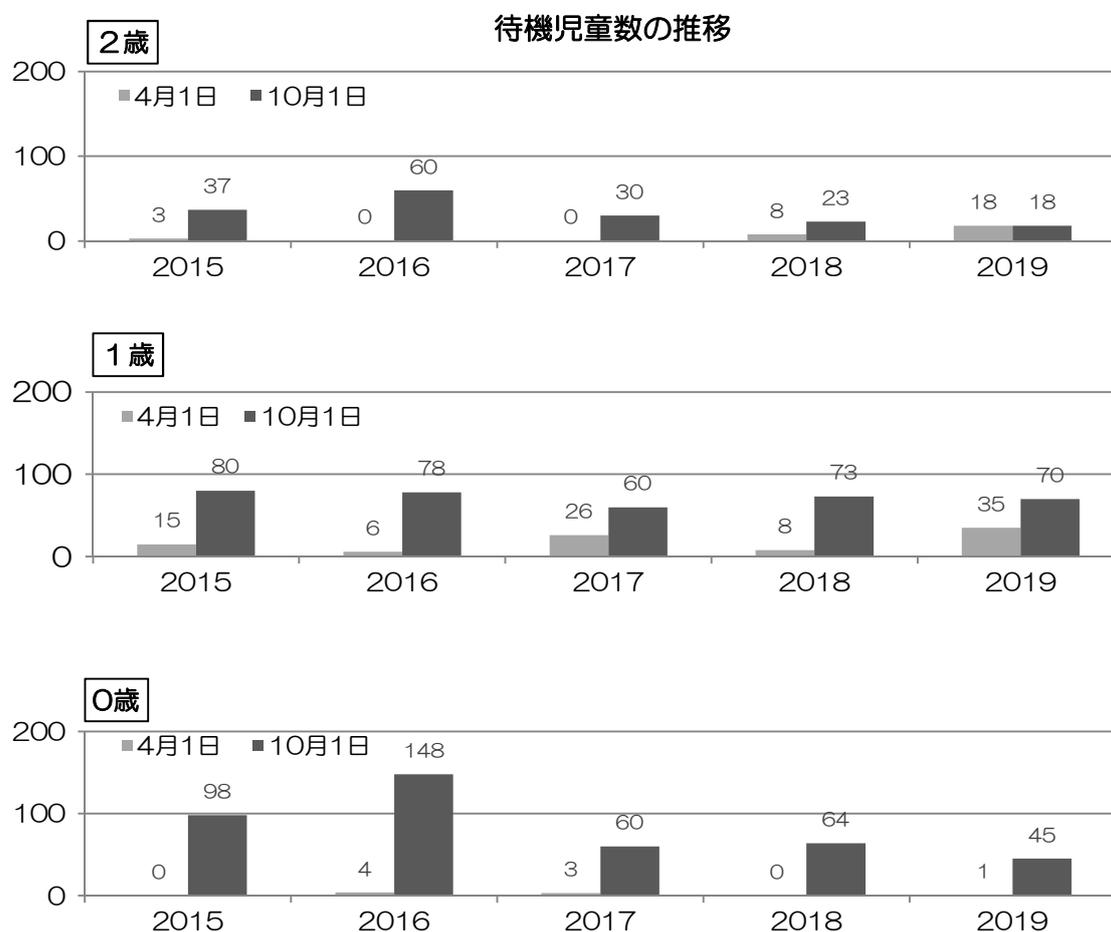
3歳未満の低年齢児の保育ニーズが増加しており、保育所の受入人数を平成29(2017)年度と平成22(2010)年度で比較すると、人数では1,955人、割合では36.9%増加しています。



資料：厚生労働省『福祉行政報告例』

イ 保育所の待機児童数

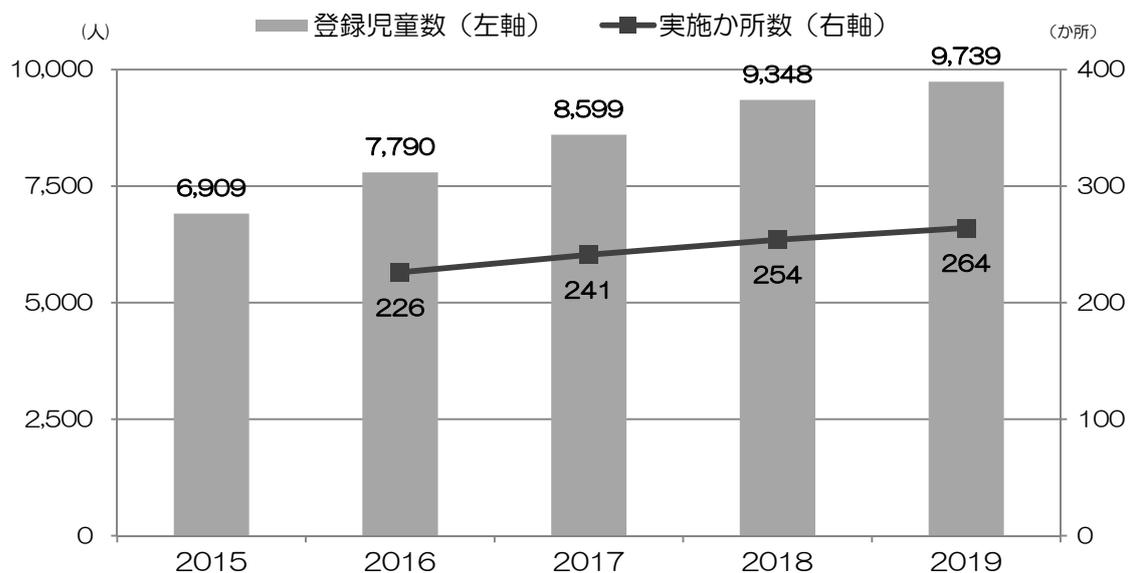
本県では、3～5歳の待機児童はありませんが、3歳未満児について待機児童が出ています。受入体制の整備により平成29(2017)年にはやや減少しましたが、依然として、特に年度途中で待機児童が出ている状況です。



資料：県子ども未来課調べ

ウ 放課後児童クラブの実施状況

共働き世帯が増えたことで、小学生の保育ニーズが高まっており、本県においても、登録児童数が増加傾向にあります。受入体制の整備も進めているところですが、それ以上に希望者が増えてきており、待機児童も発生している状況です。

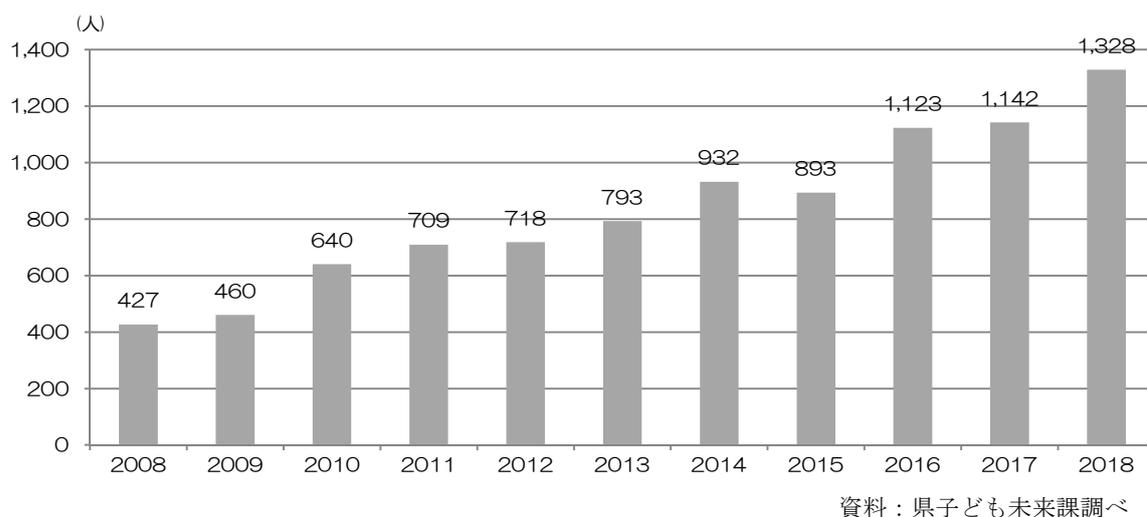


(8) 子供をめぐる問題

ア 児童虐待の相談受付件数の推移

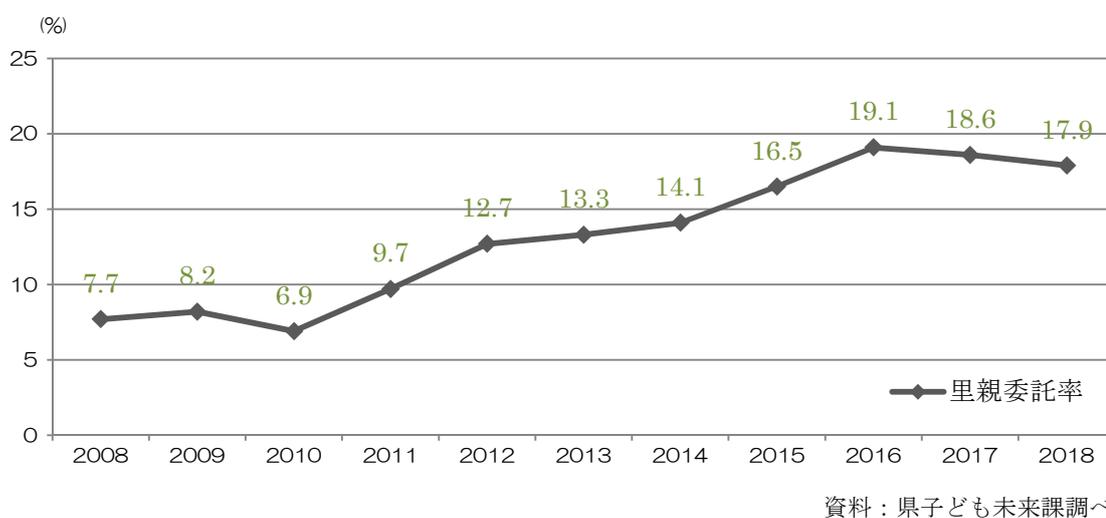
県内2か所の児童相談所に寄せられた虐待に関する相談受付件数は年々増加しており、平成30(2018)年度には1,328件の相談がありました。

相談件数増加の背景として、核家族化が進行し、保護者の養育力の低下や子育ての孤立化等が考えられます。また、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、子供の虐待に対する地域住民の認識が高まったことも、相談件数の増加に繋がっていると考えられます。



イ 里親委託率の推移

措置された子供たちが家庭的な養護環境で暮らしていくために、里親及びファミリーホームへの委託を進めています。里親委託率は増加していますが、措置された子供たち全体の約2割弱にとどまっている状況です。



2. 前計画の実施状況

子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」の実施状況は次のとおりとなっています。各事業とも実施する市町村は増えていますが、目標数値に届かなかった事業もあるため、今後も、利用ニーズを考慮しつつ継続的に取り組んでいく必要があります。

		指標の内容	計画策定時	目標値	最終年度初め (平成31年4月現在)
地域・子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	実施市町村数	(新規)	19市町	26市町村
	地域子育て支援拠点	実施市町村数	26市町	29市町	28市町
	妊婦健康診査	実施市町村数	30市町村	30市町村	30市町村
	乳児家庭全戸訪問	実施市町村数	30市町村	30市町村	30市町村
	養育支援訪問	実施市町村数	19市町	30市町村	25市町
	子育て短期支援	実施市町村数	27市町村	30市町村	28市町
	ファミリー・サポート・センター	実施市町村数 (圏域数)	10市町村 (5圏域)	14市町村 (全8圏域)	14市町 (7圏域)
	一時預かり	実施市町村数	16市町村	29市町村	25市町
	延長保育	実施市町村数	20市町	29市町	28市町村
	病児保育	実施市町村数 (圏域数)	13市町村 (7圏域)	23市町村 (全8圏域)	16市町 (7圏域)
	放課後児童クラブ	実施市町村数 (か所数)	28市町 (182か所)	29市町 (220か所)	28市町 (260か所)

第2章 基本的方向

1 基本理念

本計画は、前計画の基本理念を継承し、全ての子供が自らの人権を大切にすることを知るとともに、一人一人の子供の人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む子育て環境づくりを推進していくことを基本理念とします。

2 基本的視点

◇ 子供一人一人の人権を尊重する視点

すべての子供は命が守られ、子供自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況など、いかなる理由でも差別されず、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できる権利を有しています。また、子供は自分に関係のある事柄について自由に意見を表す権利も有しています。こうした子供の人権を尊重しつつ、子供の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。

◇ 全ての子供や子育て家庭を対象とする視点

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子供やその家族を含め、全ての子供や子育て家庭を対象とします。

◇ 社会全体で子育てを支援していく視点

子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、子供や保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎となる重要なものであることから、社会の全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現をめざします。

◇ 子供の健やかな発達を保障する視点

乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえた上で、子供の育ちについて十分理解し、一人一人の発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を行うことをめざします。

◇ 子供の成育過程にあわせた切れ目のない支援の視点

新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て大人になるまで、居住する地域や社会的状況、経済的状況など、子供や親を取り巻く環境が変わった場合でも、切れ目なく子供の成長を支える環境づくりを進めます。

◇ 親育ちの過程を支援する視点

子供の育ちや子育てをめぐる状況が厳しい中で、負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人々が増加しています。本来、子育てとは、日々成長する子供の姿に感動しながら、親もまた親として成長することに大きな喜びや生き甲斐をもたらす営みです。親が親として、その責任を果たしながらも、一方で子育ての喜びを享受することができるよう、社会全体で、親の育ちの過程を支援します。

◇ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点

家事や育児、地域との関わりなどは、子育て世帯を含め人々の暮らしに欠かせないものであり、仕事と生活が充実してこそ豊かさが実感できます。このため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

◇ 結婚・妊娠・出産・育児の希望を実現する支援の視点

希望する人が、結婚し、安心して子供を生み育てることができる社会を実現するため、結婚から、妊娠、出産、育児までの、切れ目のない支援を行います。